

○古河市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年3月27日

告示第89号

改正 平成30年8月1日告示第218号

令和元年9月26日告示第225号

令和2年8月4日告示第231号

令和3年3月31日告示第113号

(趣旨)

第1条 この告示は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）並びに地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅要支援被保険者 法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。
- (2) 事業対象者 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）に記入された内容が同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。
- (3) サービス事業 法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業をいう。
- (4) 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。
- (5) 一般介護予防事業 法第115条の45第1項第2号に規定する事業をいう。

(総合事業の内容)

第3条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) サービス事業

ア 第1号訪問事業

(ア) 介護予防訪問サービス（旧介護予防訪問介護（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。（イ）において同じ。）に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 家事応援訪問サービス（旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。以下同じ。）

イ 第1号通所事業

(ア) 介護予防通所サービス（旧介護予防通所介護（整備法第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護をいう。（イ）において同じ。）に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) ミニデイ型通所サービス（旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービスをいう。以下同じ。）

(ウ) 短期集中介護予防通所サービス（保健及び医療の専門職により提供される通所サービスであって、3箇月間で行われるサービスをいう。）

ウ 介護予防ケアマネジメント ケアマネジメントA（介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(サービス事業利用の事前手続)

第4条 サービス事業の利用を希望する者であって次の各号のいずれかに該当するものは、事業対象者に該当するか確認を受けなければならない。この場合において、第2号に掲げる者は、要支援認定有効期間の満了の日の60日前から満了の日までの間において当該確認を受けるものとする。

- (1) 要介護認定又は要支援認定を受けていない者
- (2) 居宅要支援被保険者のうち、要支援認定の有効期間満了に当たり、要支援更新認定の申請を行わない者

(総合事業の実施方法)

第5条 総合事業の実施については、市が直接実施するもののほか、次の方法によるものとする。

- (1) 法第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による実施
- (2) 法第115条の47第4項の規定に基づく委託による実施

(指定事業者が行う事業に要する費用の額)

第6条 前条第1号に掲げる方法により実施するサービス事業（以下「指定事業者が行う事業」という。）に要する費用の額は、別表のサービス区分の欄に定める事業ごとに、同表の単位数の欄に定める単位数に応じ、同表の1単位の単価の欄に定める単価を乗じて算定するものとする。

(第1号事業支給費の額)

第7条 指定事業者が行う第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費（法第115条の45の3第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の額は、前条に定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該指定事業者が行う事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定事業者が行う事業に要した費用の額とする。）の100分の90に相当する額とする。ただし、当該指定事業者が行う事業の利用者が第1号被保険者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する政令で定める額以上である場合（次号に掲げ

る場合を除く。) 100分の80に相当する額

(2) 法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項に規定する同条第1項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である場合 100分の70に相当する額

2 指定事業者が行う介護予防ケアマネジメントに係る第1号事業支給費の額は、前条に定めるところにより算定した費用の額(その額が現に当該指定事業者が行う事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定事業者が行う事業に要した費用の額とする。)の100分の100に相当する額とする。

3 市は、居宅要支援被保険者又は事業対象者(以下「居宅要支援被保険者等」という。)が指定事業者が行う事業を利用したときは、法第115条の45の3第3項の規定により、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者が第1号事業支給費を支払うものとする。

4 市は、茨城県国民健康保険団体連合会に前項の規定による第1号事業支給費の審査及び支払に係る事務の全部又は一部を委託して行うものとする。  
(第1号事業支給費に係る支給限度額)

第8条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用するときは、法第55条第1項の規定により、支給限度額を算定するものとする。

2 事業対象者が指定事業者が行う事業を利用するときは、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額(平成12年厚生省告示第33号)第2号イに定める単位数により支給限度額を算定するものとする。ただし、集中的にサービスを利用することによって自立支援につながることが見込まれると市長が認めるときは、同号ロに定める単位数により支給限度額を算定することができる。

(高額介護予防サービス費等相当額の支給)

第9条 市は、居宅要支援被保険者等が指定事業者が行う事業を利用したときは、当該居宅要支援被保険者等に対し、法第61条第1項の高額介護予防サービス費及び法第61条の2第1項の高額医療合算介護予防サービス費に相当する額(以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。)を支給

するものとする。

2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額の支給については、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2の2及び第29条の3の規定を準用する。

（指定事業者が行う事業に関する基準等）

第10条 省令第140条の63の6第1号イの基準に該当するものとして市が定める基準及び同条第2号の基準に該当するものとして市が定める基準並びに法第115条の45の3第1項の指定に関する手続は、市長が別に定める。

（本市の区域外の事業所に係る特例）

第11条 第6条、第7条及び前条の規定にかかわらず、本市の区域外にある事業所（市長が行った指定事業者の指定に係るものに限る。）において指定事業者が行う事業が行われる場合において市長が適当であると認めるときは、当該指定事業者が行う事業に要する費用の額、当該指定事業者が行う事業に係る第1号事業支給費の額及び当該指定事業者が行う事業に関する基準は、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の長が定めるところによるものとする。

（サービス事業の利用手続）

第12条 居宅要支援被保険者等は、サービス事業を利用しようとするときは、介護予防ケアマネジメントを行う地域包括支援センターの名称及び所在地を記載した届出書に介護保険被保険者証を添付して市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出をした者について受給者台帳に登録するとともに、必要事項を介護保険被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

（委託事業の利用の手続等）

第13条 総合事業のうち、市が委託により実施する事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を利用する際の手続等については、事業ごとに別に定める。

（家事応援訪問サービス及びミニデイ型通所サービスの利用回数）

第14条 家事応援訪問サービス及びミニデイ型通所サービスは、原則とし

て、次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、当該各号に定める利用回数を限度として実施するものとする。

(1) 居宅要支援被保険者（要支援1に限る。）及び事業対象者 週1回まで（介護予防ケアマネジメントにおいて必要と認められるときは週2回までとする。）

(2) 前号に掲げる者以外のもの 週2回まで  
(サービス事業の利用料)

第15条 指定事業者が行う事業の利用者（以下「利用者」という。）は、当該サービスに係る費用の額から第7条の規定により支給される第1号事業支給費の額を控除して得た額を利用料として当該サービスを提供した指定事業者を支払うものとする。

2 介護予防ケアマネジメントに係る利用料は、無料とする。

3 前2項に定めるもののほか、サービス事業に係る利用料については、事業ごとに別に定める。

(一般介護予防事業の利用料等)

第16条 一般介護予防事業に係る利用料は、原則無料とする。ただし、利用者は、当該事業の利用に要する実費の一部として次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 食材料費 300円

(2) 創作材料費 200円

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第218号）

(施行期日)

1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の古河市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第7条第1項の規定は、この告示の施行の日以後に利用された第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給について適用し、同日前に利用された第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る第1号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和元年告示第225号）

（施行期日）

1 この告示は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の古河市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、施行日以後に利用する介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「サービス事業」という。）から適用し、同日前に利用したサービス事業については、なお従前の例による。

附 則（令和2年告示第231号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年8月5日から施行する。

（経過措置）

2 古河市一般高齢者介護予防通所サービス実施要綱を廃止する告示（令和2年告示第122号）附則第2項及び第3項の規定によりなお従前の例により介護予防サービスを利用する者に係るサービス事業利用の事前手続については、この告示による改正前の古河市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第2項の規定は、なおその効力を有する。

（古河市家事応援訪問サービス事業実施要綱の一部改正）

3 古河市家事応援訪問サービス事業実施要綱（平成29年告示第85号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（古河市短期集中介護予防通所サービス事業実施要綱の一部改正）

4 古河市短期集中介護予防通所サービス事業実施要綱（平成29年告示第97号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和3年告示第113号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の古河市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「改正後告示」という。）別表の規定は、施行日以後における介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の規定に基づく指定事業者による介護予防・日常生活支援総合事業の実施（以下「指定事業者が行う事業」という。）に要する費用の額の算定について適用し、施行日前における指定事業者が行う事業に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症対応に係る指定事業者が行う事業に要する費用の額の特例）

3 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、施行日から令和3年9月30日までの間、改正後告示別表第3項の表中「438単位」とあるのは「439単位」とする。

別表（第6条関係）

1 第1号訪問事業

サービス区分	単位数	1単位の単価
介護予防訪問サービス	地域支援事業実施要綱別添1のⅡの1に定める単位数	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。
家事応援訪問サービス	基本単位 232単位／回	以下「単価告示」という。）に定める地域区分に応じた訪問介護の単
	初回加算 200単位／	

	月	価
--	---	---

備考

- 1 家事応援訪問サービスに要する費用の額は、古河市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による実施に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年告示第118号。次項の表備考第1項において「基準要綱」という。）に適合する家事応援訪問サービスを行った場合に算定する。
- 2 家事応援訪問サービスについて、事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一の建物の利用者20人以上にサービスを実施する場合の基本単位は、上記単位数に100分の90を乗じたものとする。
- 3 初回加算は、新規に個別サービス計画を作成した利用者に対して訪問事業責任者が初回若しくは初回の家事応援訪問サービスを行った日の属する月に自らサービスを提供又はサービス提供に同行した場合に加算する。

2 第1号通所事業

サービス区分	単位数	1単位の単価
介護予防通所サービス	地域支援事業実施要綱別添1のIIの2に定める単位数	単価告示に定める地域区分に応じた通所介護の単価
ミニデイ型通所サービス	基本単位 3時間以上 (送迎あり) 295単位 ／回	
	運動器機能向上加算 225単位／月	

備考

- 1 ミニデイ型通所サービスに要する費用の額は、基準要綱に適合する事業所において、利用者に対して1回につき3時間以上ミニデイ型通所サービスを行った場合に算定する。
- 2 ミニデイ型通所サービスについて、事業所と同一の建物の利用者又

は同一の建物から利用する利用者にサービスを行う場合は、基本単位から70単位を減算する。

3 ミニデイ型通所サービスの利用者の数が利用定員を超える場合の基本単位は、上記単位に100分の70を乗じたものとする。

4 運動器機能向上加算は、利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態又は向上に資すると認められるものを行った場合に加算する。

### 3 介護予防ケアマネジメント

サービス区分	単位数	1単位の単価
ケアマネジメントA	基本単位 438単位／月	単価告示に定める地域区分に応じた介護予防支援の単価
	初回加算 300単位／月	
	委託連携加算 300単位／月	